北方町ホタル保護に関する条例(案) 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、北方町を流下する河川に生息してするホタルを保護することにより、町内の河川環境及びまちづくり資源の保全に努め、水辺に潤いがあり自然と 共生して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを目的とする。

本町では、今日までの下水道事業等の水質浄化対策を積極的に進めてきたことにより、町内河川の河川環境が改善され、水生生物にとって良好な自然環境が回復した。また近年では、糸貫川に蛍の生息が確認されており、このような自然環境をできる限り、保全・拡大し、次の世代につなげていく取り組みが必要である。

そのため、ホタルの生息保護をすることにより、北方町内の河川環境及びまちづくり資源の保全に努め、もって、水辺に潤いがあり自然と共生して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを目的として、本条例を定めたものである。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) ホタル 町内河川に生息するゲンジボタルをいう。
 - (2) 保護区域 第6条の規定により定める区域をいう。
 - (3) 河川管理者等 一級河川にあっては河川法(昭和39年法律第167号)第7条の河川管理者及びその承認を受けて河川工事等を施行する者をいい、法定外河川にあっては町長をいう。
 - (4) 町民等 町内在住者、本町通過者及び滞在者並びに事業者をいい、河川管理者 等を除く。

条例で使用している用語の意義を定めたものである。

- (1) ホタルとは、現在生息が確認されている種別としている。
- (2) 保護区域とは、河川環境を特に保全する必要がある河川の区域を規定している。
- (3) 河川管理者等とは、河川の管理について権限を持ち、その義務を負う者及びその管理者の承認を受けて河川工事等を施行する者である。河川管理者は、町内では一級河川は県知事、その他の河川は町長となる。
- (4) 町民等とは、幅広く保護活動を実施するため、町民以外にも本町通過者及び滞在者並びに事業者(前号に該当する者を除く)を含めている。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、ホタルが繁殖できる良好な水辺の自然環境を町民等と一体となって保全するための施策を総合的に推進するものとする。

この条例の目的である「水辺に潤いがあり自然と共生して暮らすことができる地域 社会の形成」に向けて、町の責務として、必要な施策を総合的に推進することを定め たものである。

(河川管理者等の責務)

第4条 河川管理者等は、ホタルの生息に影響を及ぼすと考えられる施策の策定及び 実施にあたっては、ホタルの保護及び生息区域の保全に配慮しなければならない。

水辺に潤いがあり自然と共生して暮らすことができる地域社会を形成する必要について、河川管理者は認識しているものであり、河川管理者等に対して、河川工事(維持作業を含む)の施行等維持管理の実施にあたり、ホタル保護について配慮する義務があることを明文化したものである。

(町民等の責務)

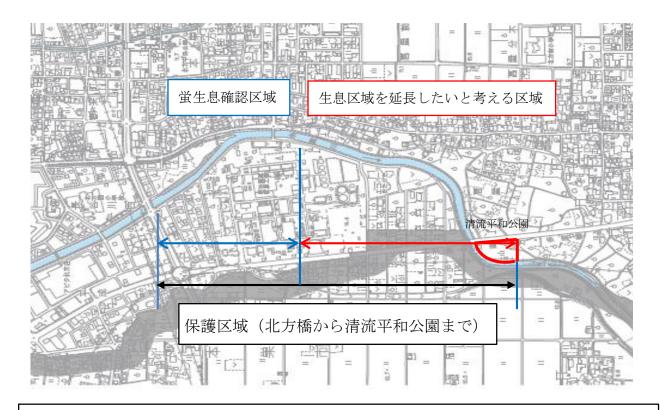
第5条 町民等は、ホタルが繁殖できる良好な水辺の自然環境を保全し、ホタルの保護に支障となる行為を行わないよう努めるとともに、本条例の目的達成のために町が行う施策に協力しなければならない。

町との協働により、水辺に潤いがあり自然と共生して暮らすことができる地域社会 を形成するために、町民等にもホタル保護についてお願いするものである。

(保護区域)

- 第6条 ホタルが現に安定して生息している、若しくは生息すると考えられ、ホタル の生息環境の創造及び保全を図る必要がある保護区域は、次の区域とする。
 - (1) 一級河川糸貫川(北方橋から清流平和公園まで)

ホタル保護が必要であると町が判断した河川について、保護区域として指定する区域を明文化したもので、本条例策定時において、ホタルが安定して生息していると確認できる区域及びホタルの生息区域を延長したい区域。



(保護区域内における行為の禁止等)

- 第7条 町民等は、保護区域内において、町長の許可を受けなければ、次に掲げる行 為をしてはならない。
 - (1) ホタルの卵、幼虫及び成虫の捕獲
 - (2) カワニナの捕獲
 - (3) 毎年4月1日から6月30日までの草刈り、草焼き又は農薬の散布
 - (4) アヒル等の鳥類の放育
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
- (1) ホタルの保護及び繁殖のため養殖や調査研究する必要がある場合
- (2) 環境教育や環境イベントのため教材や展示に必要がある場合
- (3) その他町長が特に必要と認めた場合

第1項はホタル保護のため、ホタル並びにホタルの餌となるカワニナについて、禁止行為を定めたものである。

- (1) ホタルを保護するため、捕獲を禁止している。
- (2) ホタルの生育のため、餌となるカワニナの捕獲を禁止している。
- (3) ホタルの繁殖保護のため、幼虫が蛹になるため上陸してから成虫となって飛翔し、草に卵を産み付けるまでの期間における除草や農薬散布を禁止している。なお、この規定における農薬とは、殺虫剤及び除草剤のことをいう。
- (4) ホタル並びにカワニナの個体数を保護する為、天敵となるアヒル等の家禽の放育を禁止している。

第2項は、ホタル保護や環境教育などでホタル等の捕獲が必要な場合などに限り、 例外を定めたものである。なお、許可行為の手続きについては規則で定める。

- (1) ホタル保護のために調査研究をする場合の捕獲を認める。
- (2) 環境教育の教材や環境イベントなどで展示として使用するための捕獲を認める。
- (3) 町民等がホタルの保護に配慮した上で、町長がやむを得ないと判断した場合には第8条に規定する行為を認める。

(罰則)

第8条 前条第1項の規定に違反して同項各号の行為を行った者は、5万円以下の過 料に処する。

ホタルを捕獲する行為を抑制し、自然環境を保全する町の決意を示す為、禁止行為の行為者には過料を処することとする。これは摘発が主眼ではなく、町民の河川環境保全意識の高揚を妨げるような行為に対する最終的な手段として規定するものとする。なお、条例で定めることのできる秩序罰の上限は5万円以下となっている。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任のうえ必要な措置を講ずることとしている。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその状況 について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成27年4月1日付けで本条例を施行することを予定している。 また条例施行5年後に、実施状況を踏まえ条例の運用について見直しを図る。